

# はじめに

この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、鳥取県内にいる全ての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

県は、市町村及び関係する機関と連携し、この計画を基本にして、リーダーの勇気ある指揮のもと、住民を守るための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を臨機応変に行います。

住民の皆さんには、この計画の目的をよく理解してもらい、自主的に必要な協力をお願いします。

## 国民保護に関する基本的方針

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、次の事項に留意し、国民保護措置に関する基本方針とします。

### 1 基本的人権の尊重（法5）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

#### (1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

法の下での平等	憲法第14条
苦役からの自由	憲法第18条
思想及び良心の自由	憲法第19条
表現の自由	憲法第21条
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

#### (2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

個人の公共的負担	土地等の使用	法82
	物資の売渡しの要請等	法81
	医療の実施の要請等	法85

社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102
	警戒区域の設定	法114
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法108
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125

## 2 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法81②)
	特定物資の保管命令に関すること。(法81③)
	土地等の使用に関すること。(法82)
	応急公用負担に関すること。(法113③)
	車両等の破損措置に関すること。 (法155②において準用する災対法76の3②後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法85①・②)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法70条①・③、80①、115①、123①)
	医療の実施の要請等によるもの(法85①・②)
不服申立てに関すること。(法6、175)	
訴訟に関すること。(法6、175)	

※ 県は、これらの手続に関連する文書について適切に保管し、又は保存期間を延長します。

## 3 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮（法7など）

- (1) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (2) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮
- (3) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

## 4 国民に対する情報提供（法8）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

## 5 関係機関相互の連携協力の確保

県は平素から、国、市町村及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

## 6 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

## 7 災害時要援護者の保護及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意します。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

## 国民保護措置を行う人の安全の確保

### 1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。(事態対処法17)

### 2 安全配慮義務

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法22)

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予測される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法73、法79
3 救援に必要な援助について協力する者	法80
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法85
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法110
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法115
8 消防の応援等のため出動する職員	法120
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

### 3 生活関連等施設の安全確保（法102）

次を参照してください。

- (1) 第1章 状況、1 武力攻撃事態等、(2) 武力攻撃事態の想定、ウ 住民の安全確保において注意すべき重要施設
- (2) 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ) 生活関連等施設の安全確保

## この計画の対象とする事態

弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争（L I C）などの「新たな脅威」が高まっております。この計画では、これら新たな脅威への対応についても計画しています。

他方、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などが生起する可能性は低下していると思われませんが、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、県として備えます。

## この計画の使用に当たって

大規模なテロにおいては、この計画の武力攻撃事態等を緊急対処事態に、国民保護措置を緊急対処保護措置に読み替えて使用してください。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起こり、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。

事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ積極的に対策を行うことが必要です。

このため、この計画についても、随時必要な修正を行っていきます。